



# 第70期 定時株主総会招集ご通知



日時 \_\_\_\_\_

平成28年6月28日(火曜日) 午前10時



場所 \_\_\_\_\_

大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号  
リーガロイヤルホテル 3階 光琳の間

## 目次

第70期定時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	3
事業報告 .....	31
連結計算書類 .....	43
計算書類 .....	46
監査報告書 .....	50

ハウス食品グループ本社株式会社

証券コード:2810

大阪府東大阪市御厨栄町1丁目5番7号  
**ハウス食品グループ本社株式会社**  
代表取締役社長 浦上博史

## 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時35分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号  
リーガロイヤルホテル 3階 光琳の間

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第70期（自 平成27年4月1日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
至 平成28年3月31日
  2. 第70期（自 平成27年4月1日） 計算書類報告の件  
至 平成28年3月31日

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

## <ご案内>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。当日満席の場合は、第2会場または第3会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6.業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、[7.株式会社の支配に関する基本方針]、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://housefoods-group.com>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://housefoods-group.com>) に掲載させていただきます。

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社グループでは従来より、連結配当性向30%以上を基準とした安定的な配当を目指すことを、利益配分の基本方針としておりました。しかし、当期より(株)壱番屋を連結子会社化したことに伴い、当期を含めて当面の間、段階取得株式の特別利益の発生、のれんや無形固定資産の償却により、現金の動きを伴わない損益の変動が大きくなることを見込まれます。

このため、利益配分の基準となる原資からこのような変動要因を除いた方が「安定的配当」を具現化できるものと考え、当期より利益配分の基本方針を「企業結合に伴い発生する特別利益やのれん償却の影響を除く連結配当性向30%以上を基準とした安定的な配当を継続する」ことに修正いたします。

修正後の利益配分の基本方針に基づき、第70期の期末配当につきましては、普通配当1株につき15円とさせていただきますたく存じます。

#### 1 配当財産の種類

金銭

#### 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金15円	総額1,541,319,915円
------------------	------------------

これにより、中間配当15円を加えました年間配当は、1株につき30円となります。

#### 3 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号 1 <sup>うら</sup> <sup>かみ</sup> <sup>ひろ</sup> <sup>し</sup> 浦上博史 昭和40年8月16日生



所有する当社の株式の数  
1,032,674株

### 略歴、地位、担当

平成3年9月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  
平成9年5月 同行退行  
平成9年7月 当社入社  
平成14年6月 当社取締役  
平成16年6月 当社代表取締役（現任）  
平成16年7月 当社取締役副社長  
平成21年4月 当社取締役社長（現任）  
平成28年4月 当社経営企画部担当（現任）

### 重要な兼職の状況

全日本カレー工業協同組合 副理事長  
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 副会長  
株式会社H K L 代表取締役社長  
ハウス興産株式会社 専務取締役

### 【取締役候補者とした理由】

浦上博史氏は、当社代表取締役社長として、当社およびグループを統括しており、豊富な経験に基づき、当社グループの経営の中核である中期経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 浦上博史氏は、(株)H K Lの代表取締役社長であり、当社は同社と事務所賃貸借の取引関係があります。  
2. 浦上博史氏は、平成28年5月27日付で全日本カレー工業協同組合の副理事長に就任いたしました。

候補者  
番号

2 まつもと けいじ  
松本 恵司

昭和24年3月1日生



所有する当社の株式の数  
30,927株

### 略歴、地位、担当

昭和46年3月 当社入社  
平成10年6月 当社取締役  
平成16年6月 当社取締役退任  
平成16年7月 当社上席執行役員広報室長  
平成18年4月 当社上席執行役員カスタマーコミュニケーション本部長  
平成18年6月 当社取締役  
当社上席執行役員カスタマーコミュニケーション本部長兼SCM部担当  
平成20年4月 当社専務執行役員管理本部長兼資材部・カスタマーコミュニケーション本部担当  
平成21年4月 当社専務執行役員管理本部長兼資材部担当  
平成22年4月 当社専務執行役員管理本部長兼資材部・関係会社運営室担当  
平成24年4月 当社代表取締役（現任）  
平成25年6月 当社専務執行役員管理本部長兼資材部・関係会社運営室・生産・SCM本部担当  
平成25年10月 当社専務取締役（現任）  
当社管理本部長兼資材部担当  
平成26年4月 当社管理本部長兼資材部・シニアミールソリューション事業戦略部担当  
平成27年4月 当社管理本部長兼資材部・新規事業開発部担当  
平成28年4月 当社国内関係会社事業推進部・人材開発部・資材部・新規事業開発部担当（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社ヴォークス・トレーディング 取締役会長

### 【取締役候補者とした理由】

松本恵司氏は、主に資材、人事、広報、生産・SCMなどの各部門や関係会社事業において豊富な経験を有しており、関係会社事業推進や新規事業開発の担当として、グループ各社の事業基盤拡大と強化、新規事業の発掘に実績があります。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 松本恵司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号3 ひろ うら やす かつ  
広 浦 康 勝

昭和30年7月27日生



所有する当社の株式の数  
34,751株

**略歴、地位、担当**

昭和53年4月 当社入社  
 平成16年7月 当社執行役員調味食品部長  
 平成18年4月 当社上席執行役員マーケティング本部長  
 平成18年6月 当社取締役  
 平成20年4月 当社常務執行役員マーケティング本部長兼ソマテックセンター担当  
 平成21年4月 当社常務執行役員マーケティング本部長兼ソマテックセンター・品質保証部担当  
 平成22年4月 当社専務執行役員マーケティング本部長兼ソマテックセンター・品質保証部担当  
 平成24年4月 当社専務執行役員国際事業本部長兼経営企画室担当  
 平成25年10月 当社専務取締役（現任）  
 当社国際事業本部長兼経営企画部担当  
 平成27年4月 当社経営企画部・国際事業本部担当  
 平成28年4月 当社R & D統括・国際事業本部・品質保証統括部担当（現任）

**【取締役候補者とした理由】**

広浦康勝氏は、主に海外事業、経営企画、マーケティングなどの各部門で豊富な経験を有しており、国際事業本部担当として、海外事業戦略の策定、海外事業全般の収益力向上や海外における新たな需要の創造に実績があります。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 広浦康勝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

4 <sup>く</sup> <sup>どう</sup> <sup>まさ</sup> <sup>ひこ</sup>  
工 東 正 彦

昭和28年3月11日生



所有する当社の株式の数  
6,600株

### 略歴、地位、担当

昭和50年4月 当社入社  
平成19年4月 当社執行役員レトルト・低温食品部長  
平成20年4月 当社執行役員香辛食品部長  
平成22年4月 当社常務執行役員香辛食品部長  
平成23年4月 当社常務執行役員香辛食品事業部長  
平成24年4月 当社常務執行役員マーケティング本部長  
平成24年6月 当社取締役  
平成25年4月 ハウス食品分割準備株式会社（現ハウス食品株式会社）代表取締役社長（現任）  
平成25年6月 当社常務執行役員マーケティング本部長兼営業本部・フードサービス事業部担当  
平成25年10月 当社常務取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

ハウス食品株式会社 代表取締役社長

### 【取締役候補者とした理由】

工東正彦氏は、当社グループのコア事業である香辛・調味加工食品事業において豊富な経験を有しており、ハウス食品株式会社代表取締役社長を兼務し、国内既存事業の収益拡大や、新たな需要の創造に向けた製品開発に実績があります。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 工東正彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号5 ふじ い とよ あき  
藤井豊明

昭和29年3月5日生

所有する当社の株式の数  
15,400株**略歴、地位、担当**

昭和51年4月 当社入社  
平成16年7月 当社執行役員健康食品部長  
平成18年4月 当社執行役員調味食品部長  
平成20年4月 当社常務執行役員カスタマーコミュニケーション本部長  
平成20年6月 当社取締役（現任）  
平成21年4月 当社常務執行役員カスタマーコミュニケーション本部長兼海外事業部担当  
平成22年4月 当社常務執行役員カスタマーコミュニケーション本部長兼国際事業部担当  
平成24年4月 当社常務執行役員カスタマーコミュニケーション本部長  
平成25年10月 当社カスタマーコミュニケーション本部長  
平成27年4月 当社コーポレートコミュニケーション本部長（現任）

**【取締役候補者とした理由】**

藤井豊明氏は、主に広告、広報、製品開発などの各部門で豊富な経験を有しており、当社グループの広告戦略や、ステークホルダーのみなさまとのコミュニケーション戦略の策定に実績があります。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 藤井豊明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

6 田 口 昌 男

昭和28年9月22日生

---



### 略歴、地位、担当

昭和51年4月 当社入社  
平成16年7月 当社執行役員ソマテックセンター所長  
平成20年4月 当社常務執行役員ソマテックセンター所長  
平成24年4月 当社常務執行役員ソマテックセンター所長兼知的財産部・品質保証部担当  
平成24年6月 当社取締役（現任）  
平成25年10月 当社中央研究所長兼品質保証統括部担当  
平成28年4月 当社中央研究所長（現任）

所有する当社の株式の数

9,300株

---

### 【取締役候補者とした理由】

田口昌男氏は、主に研究開発、技術開発、品質保証の各部門で豊富な経験を有しており、中央研究所長として、当社グループの研究開発テーマ、技術開発テーマの創出と推進、お客さまの生活研究や市場調査に実績があります。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

---

(注) 田口昌男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

7 小池

あきら  
章

昭和32年9月30日生

**略歴、地位、担当**

昭和55年4月 当社入社  
平成21年4月 当社執行役員財務部長  
平成25年10月 当社経営役財務部長  
平成26年4月 当社経営役総務部長兼財務部長  
平成26年6月 当社取締役（現任）  
当社総務部長兼財務部長  
平成28年4月 当社総務部・法務・知的財産部・財務部・秘書部担当（現任）

所有する当社の株式の数  
3,400株

**重要な兼職の状況**

ハウスビジネスパートナーズ株式会社 取締役  
ハウスフーズホールディングUSA Inc. 取締役  
株式会社ヴォークス・トレーディング 監査役

**【取締役候補者とした理由】**

小池章氏は、主に財務、総務、経営企画の各部門で豊富な経験を有しており、当社グループの財務戦略の策定や、コーポレートガバナンス・コードに対応した体制の整備推進に実績があります。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 小池章氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

8 やまもとくにかつ  
山本邦克

昭和17年2月2日生



所有する当社の株式の数  
2,600株

### 略歴、地位、担当

昭和40年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  
平成2年6月 同行取締役  
平成6年11月 同行常務取締役  
平成9年6月 同行専務取締役  
平成11年6月 同行専務取締役兼専務執行役員  
平成12年6月 銀泉株式会社代表取締役社長  
平成16年6月 同社代表取締役会長  
当社監査役  
平成17年6月 銀泉株式会社特別顧問（現任）  
平成20年6月 当社取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社ビー・エム・エル 取締役（社外）

### 【取締役候補者とした理由】

山本邦克氏は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）および銀泉株式会社において金融業務に長く従事するなかで、財務面の豊富な知識と企業経営に対する深い見識を有しており、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行うほか、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たしております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 山本邦克氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 山本邦克氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 山本邦克氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。なお、同氏は過去、当社の社外監査役でありました。  
4. 当社は、山本邦克氏との間で会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏が本定時株主総会で取締役に再任された場合は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。  
5. 山本邦克氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

候補者  
番号 9 しら い かず お 白井一夫 昭和33年10月19日生



#### 略歴、地位、担当

昭和56年 4月 当社入社  
平成21年 4月 当社経営企画室長  
平成25年10月 当社経営企画部長  
平成26年 4月 当社経営役経営企画部長  
平成27年 4月 ハウスウェルネスフーズ株式会社常務取締役  
平成28年 4月 同社代表取締役社長（現任）

#### 重要な兼職の状況

ハウスウェルネスフーズ株式会社 代表取締役社長

所有する当社の株式の数  
13,300株

#### 【取締役候補者とした理由】

白井一夫氏は、主に当社およびハウスウェルネスフーズ株式会社の経営企画部門で豊富な経験を有しており、本年4月1日よりハウスウェルネスフーズ株式会社代表取締役社長に就任し、健康食品事業の推進にリーダーシップを発揮しております。  
これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに当社取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 白井一夫氏は、新任取締役候補者であります。  
2. 白井一夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号 10 さい とう きゆう ぞう 西藤久三 昭和20年7月17日生



### 略歴、地位、担当

昭和45年 4月 農林省（現農林水産省）入省  
平成12年 6月 同省食品流通局長  
平成13年 1月 同省総合食料局長  
平成15年 7月 同省退省  
平成15年 8月 特殊法人農業者年金基金（現独立行政法人農業者年金基金）理事長  
平成18年12月 一般財団法人食品産業センター理事長  
平成27年 6月 同センター顧問（現任）

所有する当社の株式の数  
0株

### 【取締役候補者とした理由】

西藤久三氏は、農林水産省および一般財団法人食品産業センターに長く勤務するなかで、食品事業や食品業界に対する深い見識を有しており、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行うほか、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことができると考えております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに当社社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 西藤久三氏は、新任取締役候補者であります。  
2. 西藤久三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 西藤久三氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、西藤久三氏が本定時株主総会で取締役に選任された場合は、同氏との責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。  
5. 西藤久三氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役加藤智一および仁瓶眞平の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** <sup>か</sup> <sup>とう</sup> **加藤** <sup>ひろし</sup> **浩** 昭和28年7月10日生



所有する当社の株式の数  
11,200株

### 略歴、地位

昭和53年4月 当社入社  
平成18年4月 当社執行役員健康食品部長  
平成20年4月 当社常務執行役員健康食品部長  
平成22年4月 当社常務執行役員マーケティング副本部長  
平成22年6月 当社取締役  
平成24年4月 ハウスウェルネスフーズ株式会社取締役副社長  
同社マーケティング本部長  
平成25年10月 同社機能性食品事業本部長  
平成27年4月 当社経営役CSR部長  
平成28年4月 当社経営役（現任）

### 【監査役候補者とした理由】

加藤浩氏は、当社取締役、当社経営役、ハウスウェルネスフーズ株式会社取締役副社長として、健康食品事業を中心とした当社グループの各事業に関する知見と、企業経営者としての豊富な経験を有しております。これらのことを当社グループの経営や監査に活かすことができる人材と判断し、新たに当社監査役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 加藤浩氏は、新任監査役候補者であります。  
2. 加藤浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

2 ふじ い じゅん すけ  
**藤井順輔**

昭和27年12月22日生



所有する当社の株式の数  
0株

### 略歴、地位

昭和51年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  
平成15年6月 同行執行役員  
平成18年4月 同行常務執行役員  
平成20年4月 同行常務執行役員  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員  
平成20年6月 株式会社三井住友銀行常務執行役員  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役  
平成21年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役  
平成23年4月 株式会社三井住友銀行取締役  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役  
平成23年6月 株式会社三井住友銀行上席顧問  
平成24年4月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員  
平成27年5月 同社取締役会長（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所 取締役会長

### 【監査役候補者とした理由】

藤井順輔氏は、株式会社三井住友銀行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役、株式会社日本総合研究所代表取締役社長、同社取締役会長として、経営に対する深い見識と、企業経営者としての豊富な経験を有しております。

これらのことを当社グループの経営や監査に活かすことができる人材と判断し、新たに当社社外監査役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 藤井順輔氏は、新任監査役候補者であります。  
2. 藤井順輔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 藤井順輔氏は、社外監査役候補者であります。  
4. 藤井順輔氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者である(株)三井住友銀行の業務執行者であったことがあります。  
5. 当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、藤井順輔氏が本定時株主総会で監査役に選任された場合は、同氏との責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。  
6. 藤井順輔氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。



## 第4号議案

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成19年2月9日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決定し、同年6月27日開催の当社第61期定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただきました。

その後、平成22年6月25日開催の当社第64期定時株主総会および平成25年6月26日開催の当社第67期定時株主総会において、一部所要の変更を行ったうえで買収防衛策を継続することをご承認いただいております（以下、当社第67期定時株主総会においてご承認いただいた買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされており、つきましては、当社の企業価値および株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の観点から、下記のとおり現在の基本的内容を維持したまま、本プランを継続することについて、ご承認をお願いするものであります。

## 記

## 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社ならびにその子会社および関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能にする者である必要があると考えています。

## (1) 当社グループの企業価値の源泉について

当社は、大正2年に創業し、カレー・シチュー・スパイス等の基幹製品をはじめ、健康食品事業、海外食品事業および外食事業等、将来の拡大が見込まれる市場への積極的な事業展開を図り、安定した業績と健全な財務体質を築くことにより、当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

平成25年10月1日からの持株会社体制移行を機に、新たにグループ理念“食を通じて人とつながり、笑顔ある暮らしを共につくるグッドパートナーをめざします”を策定しております。このグループ理念と、従来からの「創業理念」「ハウスの意（こころ）」の3要素をグループ理念体系と位置づけ、グループとしてめざす方向性を明確にし、一貫性をもった事業活動による成長を図っております。

当社の企業価値の源泉は、[1] ルウ製造技術や粉末化技術、レトルト技術、ビタミン、乳酸菌等の当社独自の研究・技術開発力と、これらの技術に支えられた独創的な製品開発力、[2] 家庭用や業務用、常温やチルド等、業態や温度帯の枠にとらわれず、さまざまな製品、メニューを通じて、新たな価値と豊かな食卓

## 株主総会参考書類

をお届けする豊富なラインナップ、[3]「バーモントカレー」、「シチューミクス」、「とんがりコーン」、「C1000」等、長年ご愛顧いただくロングセラーブランドや、高いマーケットシェアを誇るトップブランドを数多く有すること、[4]ISO9001やHACCPにより運用される生産体制や安全・安心の製品をお届けするこだわりの品質保証体制、[5] 広告宣伝や営業・販促活動等、当社製品をお客さまに幅広く効果的にお伝えする高いマーケティング力等であり、これら創業以来培ってまいりました有形無形の財産と、お取引先、お得意先との長年にわたる堅い信頼関係によって、安心と信頼のブランド「ハウス」は醸成されてまいりました。

### (2) 基本方針の内容について

当社は、当社グループの企業価値の源泉が、以上で述べてまいりましたような当社グループが長年にわたって培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

### (3) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社取締役会は、上場会社である以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主のみなさまの共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主のみなさまのご意思に基づいて行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量取得行為（2.（2）において定義されます。以下同じとします。）の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値または株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値または株主のみなさまの共同の利益に資さないものも少なくありません。

少子・高齢化が進行し、価格競争の激化する厳しい市場環境のなか、当社グループが、食に関わる企業グループとして当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益を確保、向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証およびその安定的な供給体制に加え、各製品事業において当社を取り巻く国内外のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が必要不可欠です。

これらが当社株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量取得行為の提案を受けた際には、上記の諸点のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社グループの企業価値を構成する要素等、さまざまな要素

を適切に把握したうえで、当該大量取得行為が当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

一方、当社株主の状況（平成28年3月31日現在）は、1名を除き、10%以上保有する株主は存在せず、個人投資家や国内法人等に広く分散しております。このようななか、当社取締役会は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、または当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することや株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組を引き続き維持することが必要不可欠であると判断し、本プランの継続を決定いたしました。なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案は受けておりません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### ①本プランの概要

本プランは、当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為が行われる場合に、大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、〔1〕事前に大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、〔2〕大量取得行為についての情報収集および検討等を行う時間を確保したうえで、〔3〕株主のみなさまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示、および大量取得者との交渉を行っていくための手続を定めています。

#### ②独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大量取得者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうか否か、および対抗措置を執るか否かの検討・判断について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、上記各検討・判断について、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議および決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。独立委員会による勧告の内容は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決議に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

なお、独立委員会規則の概要については別紙1、独立委員会委員の略歴については別紙2をご参照ください。また、当社取締役会が独立委員会に対して発動の是非を諮問する対抗措置の具体的内容については下

## 株主総会参考書類

記2.(7)をご参照ください。

### (2) 対象となる大量取得行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為または該当する可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量取得行為」といいます。）を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等に関する特定の株主の株券等保有割合が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得
- ②当社が発行者である株券等に関する特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得
- ③上記①または②に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

### (3) 大量取得者に対する情報提供の要求

上記（2）に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社に対して、株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）ならびに大量取得者が大量取得行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面ならびに当該書面に記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、総称して「大量取得説明書」といいます。）を、当社の定める書式により、当社取締役会あてに提出していただきます。なお、大量取得説明書における使用言語は日本語に限ります。本必要情報の具体的内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大量取得者およびそのグループ会社等（主要な株主または出資者および重要な子会社および関連会社ならびに当社株式に係る共同保有者および特別関係者を含み、大量取得者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合はその各組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（大量取得者およびそのグループ会社等の具体的な名称、事業内容、資本構成、出資割合、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、および過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその内容）ならびに役員の氏名、略歴および過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその内容）等に関する情報を含みます。）
- ②大量取得行為の目的、方法および内容（大量取得行為の対象となる当社株券等の種類および数、大量取得行為の対価の種類および価額、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性（大量取得行為を一定の条件に係らしめている場合に

は当該条件の内容)、ならびに取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。なお、大量取得行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)

- ③大量取得行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④当社株式の取得対価の算定根拠および算定経緯（算定の前提事実、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報、ならびに大量取得行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの内容およびその算定根拠等を含みます。）、ならびに取得資金の裏付け（当該資金の実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含む資金の提供者の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑤大量取得行為により、当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業領域についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、資本政策、配当政策、資産活用策（大量取得行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）等
- ⑥大量取得行為完了後における当社グループの役員、従業員、ならびに関係会社および取引先等（これらが所在する地方公共団体を含みます。）その他の当社グループに係る利害関係者との関係の変更の有無およびその内容、またはそれらへの対応方針
- ⑦当社の一般株主との間の利益相反を回避するための方策

なお、大量取得説明書により提供していただいた当初の情報を精査した結果、当社取締役会がそれだけでは本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会は、不備のない適度な大量取得説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日（初日不算入とします。）以内に、書面により、大量取得者に対して十分な本必要情報が提供されるまで追加的に情報提供を求めます。大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、大量取得説明書に記載された本必要情報の内容が不十分であると判断した場合には、大量取得者に対し、適宜合理的な期限を定め、当社取締役会を通じて、本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会および独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、原則として、適用ある会社法および金融証券取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令および省令ならびに金融商品取引所規則等（以下、総称として「法令等」といいます。）に従って適時適切に開示いたします。

### (4) 独立委員会評価期間の設定等

独立委員会が、大量取得者による本必要情報の提供が完了したと認めた場合、独立委員会は、大量取得者が開示した大量取得行為の内容に応じて、以下①または②の期間を、独立委員会による評価、検討のための期間（以下「独立委員会評価期間」といいます。独立委員会評価期間は、本必要情報の提供が完了したと当社取締役会および独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします。）として設定します。大量取得行為は、独立委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる独立委員会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案および大量取得者との交渉等の難易度等を勘案して設定されたものです。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日

②①を除く大量取得行為が行われる場合：最長90日

独立委員会は、独立委員会評価期間内において大量取得者から提供された本必要情報に基づき、当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の観点から、大量取得者の大量取得行為に関して評価および検討等を行います。また、独立委員会は、大量取得者に対し本必要情報の提供を求めることに加え、当社取締役会に対しても、適宜合理的な回答期限を定め、大量取得行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（当社取締役会がかかる代替案の提示を希望する場合に限り、）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

さらに、独立委員会は、株主のみなさまのご意向の把握に努めるとともに、お客さま、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性および客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

そのうえで、独立委員会は、当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益を確保するという観点から大量取得行為の内容を検討し、必要に応じて、大量取得行為の内容を改善させるために、当社取締役会を通じて大量取得者と協議、交渉を行います。

大量取得者は、独立委員会が、検討資料その他の情報提供または当社取締役会を通じた協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が独立委員会評価期間内に下記（5）記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会は、必要な範囲内で、独立委員会評価期間を原則として30日間（初日不算入とします。）を限度として延長することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会が独立委員会評価期間の延長を決議した場合には、独立委員会の意見を聴取のうえ、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

### (5) 独立委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

#### ①独立委員会の勧告

独立委員会は、独立委員会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量取得行為に関する勧告を行うものとします。

ア 大量取得者が本プランに定められた手続を遵守した場合



大量取得者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうと判断したときは、かかる大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告します。具体的には、当社は、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(ア)次の(a)から(e)までに掲げる行為等により、当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益に対する著しい侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合

(a)株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

(b)会社経営を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量取得者の利益を実現する経営を行うような行為

(c)会社の資産を大量取得者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d)会社経営を一時的に支配して、会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(e)当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、さまざまな策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである行為

(イ)強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合

(ウ)大量取得者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益が著しく損なわれる場合

(エ)大量取得行為の条件（対価の種類および価額、大量取得行為の時期、買付方法の適法性、大量取得行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分または不相当である場合

(オ)当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量取得行為である場合

(カ)大量取得者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ組織と関係を有する者が含まれている場合等、大量取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として実質的に見て不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(キ)法令または当社の定款に違反する大量取得行為である場合

(ク)その他(ア)から(キ)までに準ずる場合で、当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### イ 大量取得者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量取得者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日（初日不算入とします。）以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告した後であっても、大量取得行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

### ウ 独立委員会による株主意思確認の勧告

独立委員会における評価等の結果、大量取得者等から提示された当社グループの事業計画を含む買収提案や、当社取締役会から提示された当社グループの事業計画等の間に明らかな相違があるとまでは認められない場合等にあつては、対抗措置を発動させることが当社グループの企業価値および株主のみなさまの共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることも考えられます。従いまして、独立委員会は、それが望ましいと判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会において大量取得行為に対する対抗措置発動の要否や内容について、株主のみなさまの意思を確認すべきことを勧告できることとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して株主総会において株主のみなさまの意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大量取得行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社取締役会は、かかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

### ②当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動もしくは不発動または株主のみなさまの意思確認のための株主総会の招集の決定その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大量取得行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対



抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社取締役会は、取締役会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

また、独立委員会から上記①ウに定める株主総会において株主のみなさまの意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、法令等および定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。当該大量取得行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての株主のみなさまの意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。大量取得行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大量取得行為に対する対抗措置を発動します。

なお、独立委員会から上記①ウに定める株主総会において株主のみなさまの意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合、大量取得行為は、当該勧告に基づき招集された株主総会開催の日の翌日までの間実行されてはならないものとします。

#### (6) 本必要情報の変更

上記2. (3)の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大量取得者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主のみなさまに対して開示することにより、従前の本必要情報を前提とする大量取得行為（以下「変更前大量取得行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量取得行為について、変更前大量取得行為とは別個の大量取得行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

#### (7) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て等会社法その他の法令および当社の定款が当社取締役会の権限として認める相当な措置とします。大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙3に記載のとおりです。

本新株予約権の無償割当てをする場合には、[1] 例外事由該当者（別紙3において定義されます。以下同じとします。）による権利行使は認められないとの行使条件や、[2] 当社が本新株予約権の一部を取得するときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大量取得行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

### 3. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで

## 株主総会参考書類

---

の約3年間とします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、適用ある法令等に従って、適時適切に開示いたします。

以 上

## 別紙1

## 独立委員会規則の概要

## 1. 独立委員会の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i)および(ii)についてはその補欠者を含む。）から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、当社の取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

## 2. 独立委員会の責務

- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①対抗措置の発動もしくは不発動または株主意思確認のための株主総会の招集
  - ②対抗措置の中止またはそれらに類する事項
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載する事項を行うことができる。
  - ①本プランの対象となる大量取得行為への該当性の判断
  - ②大量取得者による本必要情報の提供が完了したか否かの判断
  - ③独立委員会評価期間の延長の決定
  - ④大量取得者による大量取得行為の内容の評価および検討
  - ⑤本プランの修正または変更の承認
  - ⑥その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑦当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項

## 3. 独立委員会の責務遂行のための権能

- ・独立委員会は、大量取得者の提出した本必要情報または大量取得説明書の記載内容が不十分であると判断した

## 株主総会参考書類

---

場合には、大量取得者に対し、適宜合理的な期限を定め、当社取締役会を通じて、追加的に本必要情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量取得者から本必要情報および大量取得説明書が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜合理的な回答期限を定め、大量取得者の大量取得行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（当社取締役会がかかる代替案の提示を希望する場合に限る。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・各独立委員会委員は、大量取得行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

#### 4. 決議の方法

- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・前項の決議にあたり、賛否同数の場合においては、議長がこれを決する。

以 上

## 別紙2

## 独立委員会委員略歴

砂川 伸幸（いさがわ のぶゆき）

## 【略歴】

昭和41年生まれ

平成元年4月 新日本証券株式会社入社

平成7年3月 神戸大学大学院経営学研究科博士課程修了

平成7年4月 神戸大学経営学部助手

平成10年4月 神戸大学経営学部助教授

平成11年4月 神戸大学大学院経営学研究科助教授

平成19年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授

平成28年4月 京都大学経営管理大学院教授（現）

小林 正明（こばやし まさあき）

## 【略歴】

昭和21年生まれ

昭和45年4月 日本国有鉄道入社

平成13年6月 日本貨物鉄道株式会社取締役

平成14年6月 同社常務取締役

平成16年6月 同社代表取締役専務

平成18年6月 同社代表取締役副社長

平成19年6月 同社代表取締役社長

平成24年6月 同社取締役会長

平成25年6月 同社相談役

平成27年6月 同社特別顧問（現）

蒲野 宏之（かまの ひろゆき）

## 【略歴】

昭和20年生まれ

昭和46年4月 外務省入省

昭和56年4月 弁護士登録

昭和63年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士（現）

平成21年4月 東京弁護士会副会長

平成25年4月 日本弁護士連合会常務理事

平成27年6月 当社社外監査役（現）

以上

### 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

#### 1. 割当対象株主

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てをする。

#### 2. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とする。

#### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

#### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が定める額とする。

#### 5. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 6. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、本プランに違反をした大量取得者および濫用的買収者に該当する大量取得者、その共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めたる者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められない等、大量取得行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る）。

#### 7. 当社による本新株予約権の取得

- （1）当社は、大量取得者が本プランに定める手続を遵守しない行為を行った日その他の一定の事由が生じることまたは当社取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を当社取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、大量取得行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した適宜の内容の取得条項とすることができるものとする。

8. 本新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 株主総会において大量取得者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 1 || 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経営環境は、海外経済の不確実性の高まりなどを背景とした景気下振れが懸念されたものの、全体では緩やかな回復基調が続きました。食品業界におきましては、消費マインドの停滞や原材料価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続くなか、安全・安心への取組、お客さまの生活スタイルの変化への対応などが求められております。

このような環境下におきまして、当社グループは、当連結会計年度より開始した第五次中期計画において“[食で健康] クオリティ企業への変革”をテーマに、国内事業の収益力強化と新規需要の創出、海外事業の成長加速に向けた施策を進めております。

売上面につきましては、香辛・調味加工食品事業、健康食品事業の国内コア2事業が減収となりましたが、海外食品事業の伸長や平成27年12月に㈱壺番屋を連結子会社化した影響などにより、当連結会計年度の売上高は2,418億93百万円、前期比4.5%の増収となりました。

利益面につきましては、各事業が収益力強化に向けた取組を進めたことで、営業利益は107億75百万円、前期比24.0%の増益となりました。経常利益は121億52百万円、前期比10.9%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、㈱壺番屋株式の追加取得に伴って発生した段階取得に係る差益を特別利益に計上いたしましたことなどから226億32百万円、前期比224.6%の増益となりました。なお、第4四半期連結会計期間より㈱壺番屋のれん等の償却を開始しております。

セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	連結売上高		連結営業利益 (セグメント利益)	
	金額(百万円)	前期比(%)	金額(百万円)	前期比(%)
香辛・調味加工食品事業	120,018	97.8	7,924	119.0
健康食品事業	34,523	92.8	1,398	194.9
海外食品事業	18,577	104.4	1,381	138.1
外食事業	18,312	272.9	44	—
その他食品関連事業	62,718	107.0	101	—
小計	254,148	104.6	10,849	144.1
調整(消去)	△12,256	—	△73	—
合計	241,893	104.5	10,775	124.0

(注) 1. 調整(消去)の内容は、セグメントに配分していない損益およびセグメント間取引に係る相殺消去であります。

2. 第1四半期連結会計期間より、当社およびハウスビジネスパートナーズ㈱の損益を各事業セグメントに配分せず、調整額と



して表示する方法に変更しております。

なお、当期の比較情報として開示した前期のセグメント情報については、変更後の区分方法にて記載しております。

3. 第3四半期連結会計期間において、㈱吉番屋の普通株式を追加取得し連結範囲に含めたことにより、「外食事業」セグメントを追加しております。これに伴い、従来「海外事業」セグメントに含まれていた海外レストラン事業を「外食事業」セグメントへ含めております。また、「海外事業」セグメントを「海外食品事業」セグメントへ名称変更しております。

なお、当期の比較情報として開示した前期のセグメント情報については、変更後の算定方法にて記載しております。

### ①香辛・調味加工食品事業

当事業セグメントは、「食の外部化」などの事業を取り巻く環境変化に対し、「より健康、より上質、より簡便、より適量」にフォーカスした製品・サービスの提供を通じて、「既存領域の強化」および「新規領域の展開」に取り組んでまいりました。

当期は、平成27年2月に実施したルウカレーなどの主力製品における製品価格改定後の新しい値ごろの早期浸透、および国内成熟市場におけるマーケティングコストの効率的運用、コスト削減などの収益基盤の維持強化に注力いたしました。

以上の結果、香辛・調味加工食品事業の売上高は1,200億18百万円、前期比2.2%の減収、営業利益は79億24百万円、前期比19.0%の増益となりました。

### ②健康食品事業

当事業セグメントは、コストコントロールの徹底による主力製品の収益改善と成長に向けた仕込みに取り組んでまいりました。

当期は、「ウコンの力」シリーズの再構築、「C1000」シリーズのチャネル対応強化に注力し、「ウコンの力」は通期減収となりましたものの、お客さまの飲用シーンに近づいたプロモーションが奏功した下期は前年同期を上回るなど回復傾向にあります。

当事業セグメントの売上高は、販売受託製品の大幅減や一部製品の終売影響もあり345億23百万円、前期比7.2%の減収となりましたものの、営業利益は、新製品・バラエティ製品の市場導入に伴うコストが高んだ前期に対して、当期は経費の効果的運用を徹底したことなどから、13億98百万円、前期比94.9%の増益となりました。

### ③海外食品事業 ※海外事業から名称変更

当事業セグメントは、重点3エリア（米国・中国・東南アジア）における事業拡大のスピードアップと収益力強化に取り組んでまいりました。なお、外食事業セグメント新設に伴い、当事業セグメントに含まれておりました海外で展開するレストラン事業を外食事業へ移管しております。

米国事業は多様な販売チャネルに応じた製品展開を着実に進めたことで「HOUSE TOFU」ブランドの浸透が進み、増収増益となりました。

中国事業は、家庭用・業務用の両面から力強い成長を続けておりますが、日本式カレーライスの一層の定着に向けて積極的なコスト投下を図っており、増収減益となりました。

東南アジア事業は、タイにおける機能性飲料事業を中心に事業基盤の構築に注力しております。なお、東南アジアのグループ会社は決算日の変更により、当期は9カ月の変則決算となっております。

以上の結果、海外食品事業の売上高は185億77百万円、前期比4.4%の増収、営業利益は13億81百万円、

## 事業報告

前期比38.1%の増益となりました。

### ④外食事業

平成27年12月に(株)壱番屋株式の51%を取得して連結子会社化したことに伴い、第4四半期連結会計期間より新たに連結に組み入れております。(連結対象期間：平成27年12月～平成28年2月(3カ月))

レストラン事業のうち、当社が(株)壱番屋のフランチャイジーとして運営するアジアレストラン事業は、中国都市部を中心に競争環境が激しさを増すなか、着実な店舗展開と店舗品質の向上に努め、増収増益となりました。

以上の結果、外食事業の売上高は、(株)壱番屋の新規連結効果が大きく寄与し、183億12百万円、前期比172.9%の増収、営業利益は連結効果が寄与した一方、のれん等の償却を開始したことにより、44百万円となりました。

### ⑤その他食品関連事業

当事業セグメントは、各機能の強化とグループ間シナジীর追求による、グループとしての総合力の向上に努めてまいりました。

運送・倉庫事業を営むハウス物流サービス(株)は、事業構造の見直しと製品輸送力のアップ、抜本的コストダウン活動の推進などによる収益構造の再構築に取り組んだ結果、前連結会計年度に発生した営業損失を解消し、黒字に転換しております。

一方、コンビニエンスストア向けの総菜等製造事業を営む(株)デリカシェフが、総菜新工場稼働に伴う初期コストが当初想定以上に嵩んだことから営業損失となり、当事業セグメントの利益を押し下げております。

以上の他、食材の輸入・販売等を営む(株)ヴォークス・トレーディングにおいて、前期は決算日変更に伴う10カ月の変則決算であった影響もあり、その他食品関連事業の売上高は627億18百万円、前期比7.0%の増収、営業利益は1億1百万円(前期は営業損失7億80百万円)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、ハウス食品(株)のスパイス製造設備導入、中国カレー事業の第2生産拠点における製造設備導入等により、設備投資額はリースを含めて72億60百万円となりました。なお、減価償却費とリース料の合計額は72億77百万円となりました。

### (3) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

#### ①株式その他の持分の取得または処分の状況

当社は、(株)壺番屋との一層の関係強化を図ることを目的として、持分法適用会社であった(株)壺番屋の普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けを実施した結果、平成27年12月8日における同社に対する議決権所有割合が50%超となり、同社および同社の連結子会社であるイチバンヤUSA Inc.ならびに壺番屋香港(有)を当社の連結子会社としております。また、(株)壺番屋の関連会社であるイチバンヤミッドウエストアジア(株)を持分法適用の範囲に含めております。

当社は、平成27年12月15日付で、(株)ヴォークス・トレーディングインドネシアに2億73百万円を追加出資し、同社を当社の連結子会社としております。

#### ②新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はございません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内成熟市場における世帯構成の変化、生活者の食スタイルの変化、消費マインドの低下傾向の懸念、新興国の需要増を背景とした原材料価格の高騰など、不透明感が増してくるものと予想されます。

このような環境下におきまして、当社グループは平成27年4月よりスタートした第五次中期計画の2期目を迎え、「食で健康」クオリティ企業への変革”をテーマに、国内事業の収益力強化と新規需要の創出、海外事業の成長加速に向けた施策をさらに推進してまいります。

香辛・調味加工食品事業、健康食品事業は、収益の柱を担うコア事業として、マーケティング戦略の遂行により主力製品のブランド価値を高め、収益力のさらなる強化を図るとともに、確かな技術をベースにして成熟市場における新たな需要の創造に取り組んでまいります。

海外食品事業は、米国・中国・東南アジアの重点3エリアにおいて、参入マーケットの成長を確実に取り込み、食文化の壁を超え、事業規模の拡大に努めてまいります。

外食事業は、グループ一体となった連携を推し進め、国内外でのカレーのメニュー価値向上に取り組んでまいります。

## 事業報告

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分		期 別	第67期 (平成25年3月期)	第68期 (平成26年3月期)	第69期 (平成27年3月期)	第70期 (平成28年3月期)
売	上	高 (百万円)	209,784	232,610	231,448	241,893
営	業	利 益 (百万円)	11,441	9,589	8,686	10,775
経	常	利 益 (百万円)	13,445	10,962	10,957	12,152
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)			8,254	8,792	6,971	22,632
総	資	産 (百万円)	250,780	273,368	286,149	349,427
純	資	産 (百万円)	199,328	210,097	221,456	260,329
1株当たり	当期純利益 (円)		77.78	83.13	67.61	220.48
	純 資 産 (円)		1,879.06	1,974.31	2,140.27	2,231.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。また、第70期は㈱吉番屋が所有する当社株式の一部を、連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書において自己株式に計上しているため、発行済株式総数から控除しております。

## (6) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	本店所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
ハウス食品株式会社	大阪府	百万円 2,000	100.00%	カレー、シチュー、スパイスなどの製造・販売
ハウスウェルネスフーズ株式会社	兵庫県	百万円 150	100.00	健康食品、飲料などの製造・販売
株式会社杏番屋	愛知県	百万円 1,503	51.00	レストランの企画・運営
サンハウス食品株式会社	愛知県	百万円 200	※ 99.95	レトルト食品などの製造
サンサプライ株式会社	愛知県	百万円 50	※ 99.97	食肉加工品の製造
ハウスあいファクトリー株式会社	大阪府	百万円 60	※ 99.80	スパイス製品の製造
朝岡スパイス株式会社	東京都	百万円 16	※100.00	香辛料の販売
株式会社ヴォークス・トレーディング	東京都	百万円 500	75.85	農産物、食品などの輸出入・販売
株式会社デリカシェフ	埼玉県	百万円 402	100.00	総菜、焼成パン、デザート等の製造・販売
ハウス物流サービス株式会社	大阪府	百万円 80	100.00	運送業および倉庫業
ハイネット株式会社	千葉県	百万円 20	※100.00	運送業および倉庫業
株式会社ハウス食品分析テクノサービス	千葉県	百万円 60	100.00	食品の安全・衛生に関する分析サービス事業
株式会社堀江大和屋	大阪府	百万円 37	100.00	食料品の販売・輸入販売
ハウスビジネスパートナーズ株式会社	大阪府	百万円 10	※100.00	保険代理店業および人事、経理、情報システム、総務業務の受託
ハウスフーズホールディングUSA Inc.	米 国	百万米ドル 52	100.00	米国子会社を統括する持株会社
ハウスフーズアメリカCorp.	米 国	百万米ドル 2	※100.00	大豆関連製品の製造・販売およびレストランの経営ならびに当社グループ製品の輸入販売
エルプリトーメキシカンフードプロダクトCorp.	米 国	百万米ドル 4	※100.00	大豆関連製品の製造・販売
イチバンヤUSA Inc.	米 国	百万米ドル 7	※ 60.80	レストランの経営
ハウス食品(中国)投資有限会社	中 国	百万米ドル 50	100.00	香辛調味食品の販売・当社グループ製品の輸入販売および中国事業の統括
上海ハウス食品有限会社	中 国	百万米ドル 17	※ 63.00	香辛調味食品の製造
大連堀江大和屋食品有限会社	中 国	百万中国元 194	※100.00	食料品の製造・販売

## 事業報告

会社名	本店所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
ハウスレストラン管理(上海)有限会社	中国	百万米ドル 8	※ 94.56%	レストランの経営
ハウス美家レストラン管理(北京)有限会社	中国	百万米ドル 5	※ 100.00	レストランの経営
ハウスレストラン管理(広州)有限会社	中国	百万米ドル 3	※ 100.00	レストランの経営
ハウスフーズベトナム有限会社	ベトナム	百万米ドル 16	100.00	加工食品の製造・販売
ハウスオソサファフーズ株式会社	タイ	百万バーツ 167	60.00	加工食品、飲料の製造・販売
ティムフード株式会社	タイ	百万バーツ 176	※ 75.15	冷凍野菜、辛子精油、加工食品などの製造・販売
株式会社ヴォークス・トレーディングインドネシア	インドネシア	億ルピア 225	※ 98.97	スパイスの輸出版売
株式会社ジャワアグリテック	インドネシア	億ルピア 211	※ 76.15	農場経営および農産物などの加工・販売
台湾ハウス食品有限会社	台湾	百万台湾元 29	100.00	当社グループ製品の輸入販売
台湾カレーハウスレストラン株式会社	台湾	百万台湾元 107	※ 70.20	レストランの経営
韓国カレーハウス株式会社	韓国	億ウォン 25	※ 70.20	レストランの経営
壱番屋国際香港有限会社	香港	百万香港ドル 7	※ 51.00	レストランの経営
壱番屋香港有限会社	香港	百万香港ドル 26	※ 58.37	レストランの経営

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社34社、持分法適用会社は3社であります。  
 2. (株)壱番屋、イチパンヤUSA Inc.、(株)ヴォークス・トレーディングインドネシア、台湾ハウス食品(有)、壱番屋国際香港(有)、壱番屋香港(有)については、当連結会計年度より新たに連結子会社を含めております。  
 3. ※印は、間接保有による持分を含む比率であります。  
 4. 上記資本金は、単位未満切り捨てで表示しております。

### (7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
香辛・調味加工食品事業	・カレー、シチュー、スパイスなどの製造・販売事業
健康食品事業	・健康食品、飲料などの製造・販売事業
海外食品事業	・大豆関連製品、香辛調味食品、飲料などの製造・販売事業 ・当社グループ製品の輸入販売事業
外食事業	・レストランの企画・運営事業
その他食品関連事業	・運送業および倉庫業 ・総菜、焼成パン、デザートなどの製造・販売事業 ・農産物、食品などの輸出入および販売事業 ・食品の安全・衛生に関する分析サービス事業 など

## (8) 主要な事業所等 (平成28年3月31日現在)

### ①当 社

大阪本社(本店) 大阪府東大阪市  
 東京本社 東京都千代田区  
 中央研究所 千葉県四街道市

### ②子会社

(6) 重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

## (9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
6,376名	960名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員および休職者を含みません。

## (10) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

### ①当 社

グループトータルでの効率的な資金運用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムの導入により、資金集約に伴う関係会社からの借入金を計上しております。当事業年度末現在の借入残高は261億00百万円であります。

### ②子会社

子 会 社 の 名 称	借 入 先	借 入 残 高
株式会社ヴォークス・トレーディング	シンジケートローン①	58億80百万円
株式会社ヴォークス・トレーディング	シンジケートローン②	6億00百万円
株式会社ヴォークス・トレーディング	株式会社三井住友銀行	2億30百万円
株式会社ヴォークス・トレーディング	株式会社日本政策金融公庫	2億00百万円
ハウス食品(中国)投資有限会社	三菱東京UFJ銀行(中国)有限会社	1億84百万円

(注) シンジケートローン①は(株)三井住友銀行を幹事とする9社、シンジケートローン②は(株)三井住友銀行を幹事とする4社の協調融資によるものです。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年9月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社である(株)ヴォークス・トレーディングおよび(株)堀江大和屋の合併について決議し、両社は、平成28年4月1日付で、(株)ヴォークス・トレーディングを存続会社とする吸収合併を行いました。

## 2 || 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 391,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 102,758,690株（自己株式4,029株を含む。）
- (3) 株主数 71,631名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ハ ウ ス 興 産 株 式 会 社	12,585,616株	12.25%
株 式 会 社 H K L	6,700,000株	6.52%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,668,027株	3.57%
公 益 財 団 法 人 浦 上 食 品 ・ 食 文 化 振 興 財 団	2,872,200株	2.80%
味 の 素 株 式 会 社	2,693,543株	2.62%
ハ ウ ス 恒 心 会	2,123,701株	2.07%
浦 上 節 子	2,016,569株	1.96%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,844,810株	1.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,761,400株	1.71%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,750,000株	1.70%

(注) 持株比率は、自己株式（4,029株）を控除して算出しております。また、相互保有株主である(株)壱番屋が所有する株式（416,300株）は、自己株式として控除しておりません。

## 3 || 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。



## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	浦 上 博 史	全日本カレー工業協同組合 理事長 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 副会長 株式会社H K L 代表取締役社長 ハウス興産株式会社 専務取締役
専務取締役 (代表取締役)	松 本 恵 司	管理本部長、資材部・新規事業開発部担当 株式会社ヴォークス・トレーディング 取締役会長
専務取締役	広 浦 康 勝	経営企画部・国際事業本部担当
常務取締役	井 上 始	ハウスウェルネスフーズ株式会社 代表取締役社長
常務取締役	工 東 正 彦	ハウス食品株式会社 代表取締役社長
取 締 役	藤 井 豊 明	コーポレートコミュニケーション本部長
取 締 役	田 口 昌 男	中央研究所長、品質保証統括部担当
取 締 役	小 池 章	総務部長、財務部長 ハウスビジネスパートナーズ株式会社 代表取締役社長 ハウスフーズホールディングU S A Inc. 取締役 株式会社ヴォークス・トレーディング 監査役
取 締 役	山 本 邦 克	株式会社ビー・エム・エル 取締役(社外)
常勤監査役	加 藤 智 一	ハウスウェルネスフーズ株式会社 監査役
常勤監査役	塩 田 昇 司	ハウス食品株式会社 監査役
監 査 役	仁 瓶 眞 平	—
監 査 役	進 藤 大 二	—
監 査 役	蒲 野 宏 之	蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 日本碍子株式会社 取締役(社外)

- (注) 1. 監査役蒲野宏之氏は、平成27年6月25日開催の第69期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。  
 2. 平成27年6月25日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、取締役小瀬昉および監査役由本泰正の両氏は任期満了により退任いたしました。  
 3. 取締役山本邦克氏は、社外取締役であります。  
 4. 監査役仁瓶眞平、進藤大二、蒲野宏之の3氏は、社外監査役であります。  
 5. 取締役山本邦克氏ならびに監査役仁瓶眞平、進藤大二、蒲野宏之の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## 事業報告

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役1名および社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	255百万円 (20百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	79百万円 (40百万円)
合 計	16名 (5名)	333百万円 (61百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 平成19年6月27日開催の第61期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額3億80百万円以内、監査役の報酬限度額は年額1億円以内と決議いただいております。  
3. 当事業年度末の取締役は9名（うち社外取締役1名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	山 本 邦 克	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しており、(株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）および銀泉(株)において企業経営に長く従事した経験から、当社グループの経営全般について、発言を行っております。
監 査 役	仁 瓶 眞 平	当事業年度開催の取締役会14回全てに、監査役会12回全てに出席しており、(株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）および(株)クオーク（現(株)セディナ）において企業経営に長く従事した経験から、主に企業運営や企業リスクへの対応について、意見を述べております。
	進 藤 大 二	当事業年度開催の取締役会14回全てに、監査役会12回全てに出席しており、味の素(株)および味の素冷凍食品(株)において企業経営に長く従事した経験から、主に企業運営や企業リスクへの対応について、意見を述べております。
	蒲 野 宏 之	平成27年6月25日就任以降の当事業年度開催の取締役会10回中9回に、監査役会9回全てに出席しており、弁護士として法律業務に長く従事している経験から、主に法的リスクへの対応やコンプライアンス体制について、意見を述べております。

## 5 || 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等

51百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

107百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けたうえで、過年度の監査実績、当該事業年度の監査計画の内容、報酬見積りの根拠等について検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ハウスフーズホールディングUSA Inc.、ハウスフーズアメリカ Corp.、エルプリトメキシカンフードプロダクトCorp.、イチバンヤUSA Inc.、ハウス食品（中国）投資(有)、上海ハウス食品(有)、大連堀江大和屋食品(有)、ハウスレストラン管理（上海）(有)、ハウス美家レストラン管理（北京）(有)、ハウスレストラン管理（広州）(有)、ハウスフーズベトナム(有)、ハウスオゾンサファフーズ(株)、ティムフード(株)、(株)ヴォークス・トレーディングインドネシア、(株)ジャワアグリテック、台湾ハウス食品(有)、台湾カレーハウスレストラン(株)、韓国カレーハウス(株)、壺番屋国際香港(有)、壺番屋香港(有)は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、グローバル人材マネジメントに関するアドバイザーサービス業務などを委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>118,947</b>	<b>流動負債</b>	<b>50,814</b>
現金及び預金	44,128	支払手形及び買掛金	18,749
受取手形及び売掛金	43,140	電子記録債務	1,540
有価証券	10,009	短期借入金	6,849
商品及び製品	9,628	リース債務	733
仕掛品	1,563	未払金	13,887
原材料及び貯蔵品	3,723	未払法人税等	2,810
繰延税金資産	2,397	賞与引当金	129
その他	4,499	役員賞与引当金	68
貸倒引当金	△141	株主優待引当金	75
<b>固定資産</b>	<b>230,480</b>	資産除去債務	3
<b>有形固定資産</b>	<b>77,223</b>	その他	5,971
建物及び構築物	28,848	<b>固定負債</b>	<b>38,284</b>
機械装置及び運搬具	11,722	長期借入金	824
土地	28,851	リース債務	3,745
リース資産	4,400	長期未払金	319
建設仮勘定	1,140	繰延税金負債	25,330
その他	2,261	債務保証損失引当金	6
<b>無形固定資産</b>	<b>74,799</b>	退職給付に係る負債	4,668
のれん	16,542	資産除去債務	711
商標権	26,570	その他	2,681
ソフトウエア	2,109	<b>負債合計</b>	<b>89,098</b>
契約関連無形資産	28,753	<b>純資産の部</b>	
ソフトウエア仮勘定	89	<b>株主資本</b>	<b>210,257</b>
その他	736	資本金	9,948
<b>投資その他の資産</b>	<b>78,458</b>	資本剰余金	23,927
投資有価証券	68,800	利益剰余金	176,898
長期貸付金	360	自己株式	△516
繰延税金資産	2,247	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>18,555</b>
長期預金	2,500	その他有価証券評価差額金	18,294
退職給付に係る資産	285	繰延ヘッジ損益	△19
破産更生債権等	719	為替換算調整勘定	2,410
その他	4,441	退職給付に係る調整累計額	△2,128
貸倒引当金	△893	<b>非支配株主持分</b>	<b>31,517</b>
<b>資産合計</b>	<b>349,427</b>	<b>純資産合計</b>	<b>260,329</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>349,427</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		241,893
売上原価		138,371
売上総利益		103,522
販売費及び一般管理費		92,746
営業利益		10,775
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,088	
持分法による投資利益	584	
受取家賃	176	
その他	330	2,177
営業外費用		
支払利息	93	
賃貸費用	148	
為替差損	174	
その他	385	801
経常利益		12,152
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	3,135	
店舗売却益	19	
段階取得に係る差益	13,851	
その他	1	17,013
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	273	
投資有価証券評価損	16	
会員権売却損	2	
会員権評価損	3	
減損損失	718	
その他	51	1,062
税金等調整前当期純利益		28,102
法人税、住民税及び事業税	4,875	
法人税等調整額	36	4,911
当期純利益		23,191
非支配株主に帰属する当期純利益		559
親会社株主に帰属する当期純利益		22,632

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,948	23,868	157,338	△5	191,150
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,073		△3,073
親会社株主に帰属する当期純利益			22,632		22,632
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		54			54
自己株式の取得				△745	△745
自己株式の処分		4		234	238
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	58	19,559	△511	19,107
当 期 末 残 高	9,948	23,927	176,898	△516	210,257

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	20,402	47	2,878	5,450	28,777	1,530	221,456
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					-		△3,073
親会社株主に帰属する当期純利益					-		22,632
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-		54
自己株式の取得					-		△745
自己株式の処分					-		238
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,108	△67	△468	△7,579	△10,221	29,988	19,766
連結会計年度中の変動額合計	△2,108	△67	△468	△7,579	△10,221	29,988	38,873
当 期 末 残 高	18,294	△19	2,410	△2,128	18,555	31,517	260,329

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,511</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,852</b>
現金及び預金	22,538	関係会社短期借入金	26,100
有価証券	10,009	未払金	3,123
貯蔵品	2	未払費用	28
立替金	2,579	未払法人税等	264
その他	2,384	預り金	46
<b>固定資産</b>	<b>157,259</b>	役員賞与引当金	43
<b>有形固定資産</b>	<b>16,562</b>	繰延税金負債	16
建物	5,425	その他	231
構築物	197	<b>固定負債</b>	<b>8,498</b>
機械及び装置	40	リース債務	34
車両運搬具	0	長期預り保証金	244
工具、器具及び備品	249	長期未払金	122
土地	10,584	繰延税金負債	8,025
リース資産	58	その他	72
建設仮勘定	8	<b>負債合計</b>	<b>38,350</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>278</b>	<b>純資産の部</b>	
電話加入権	31	<b>株主資本</b>	<b>138,254</b>
ソフトウェア	208	<b>資本金</b>	<b>9,948</b>
その他	40	<b>資本剰余金</b>	<b>23,815</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>140,419</b>	資本準備金	23,815
投資有価証券	66,830	<b>利益剰余金</b>	<b>104,500</b>
関係会社株式	60,355	利益準備金	2,487
出資金	9	その他利益剰余金	102,013
関係会社出資金	7,308	固定資産圧縮積立金	564
長期貸付金	2,855	別途積立金	93,900
長期前払費用	11	繰越利益剰余金	7,548
差入保証金	691	<b>自己株式</b>	<b>△9</b>
長期預金	2,500	<b>評価・換算差額等</b>	<b>18,166</b>
その他	38	その他有価証券評価差額金	18,166
貸倒引当金	△178	<b>純資産合計</b>	<b>156,420</b>
<b>資産合計</b>	<b>194,770</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>194,770</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 計算書類

### 損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		14,983
営業費用		10,091
営業利益		4,892
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,396	
その他	34	1,430
営業外費用		
支払利息	16	
為替差損	220	
その他	154	389
経常利益		5,933
特別利益		
固定資産売却益	1	
貸倒引当金戻入額	0	
投資有価証券売却益	3,129	3,130
特別損失		
固定資産除却損	9	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	656	
会員権売却損	2	
会員権評価損	3	
減損損失	508	
その他	3	1,181
税引前当期純利益		7,882
法人税、住民税及び事業税	1,402	
法人税等調整額	△91	1,311
当期純利益		6,572

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。



## 株主資本等変動計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	9,948	23,815	23,815
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			－
当 期 純 利 益			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
自 己 株 式 の 取 得			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－
当 期 末 残 高	9,948	23,815	23,815

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,487	584	93,900	4,040	101,011	△5	134,770
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△3,083	△3,083		△3,083
当 期 純 利 益				6,572	6,572		6,572
固定資産圧縮積立金の取崩		△19		19	－		－
自 己 株 式 の 取 得					－	△4	△4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					－		－
当 期 変 動 額 合 計	－	△19	－	3,508	3,489	△4	3,485
当 期 末 残 高	2,487	564	93,900	7,548	104,500	△9	138,254

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	20,268	20,268	155,038
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		－	△3,083
当 期 純 利 益		－	6,572
固定資産圧縮積立金の取崩		－	－
自 己 株 式 の 取 得		－	△4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,102	△2,102	△2,102
当 期 変 動 額 合 計	△2,102	△2,102	1,383
当 期 末 残 高	18,166	18,166	156,420

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

ハウス食品グループ本社株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 添 健 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハウス食品グループ本社株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウス食品グループ本社株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

ハウス食品グループ本社株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 添 健 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウス食品グループ本社株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明を行い、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

ハウス食品グループ本社株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤 智 一 ㊟
常勤監査役	塩田 昇 司 ㊟
社外監査役	仁瓶 眞 平 ㊟
社外監査役	進藤 大 二 ㊟
社外監査役	蒲野 宏 之 ㊟

以 上

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing notes, starting below the "MEMO" header and extending to the bottom of the page.

## 株主総会会場ご案内図

会 場

### リーガロイヤルホテル3階 光琳の間

大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号 TEL (06) 6448-1121



ホテル外観

#### 交通のご案内

〈京阪電車〉中之島線

「中之島」駅下車  
3番出口直結

〈JR〉大阪環状線

「福島」駅下車  
徒歩約12分

〈JR〉東西線

「新福島」駅下車  
2番出口より徒歩約11分

〈阪神電車〉阪神本線

「福島」駅下車  
西3番出口より徒歩約11分

〈地下鉄〉四つ橋線

「肥後橋」駅下車  
2番出口より徒歩約15分

※上記のほか、リーガロイヤルホテルのシャトルバス(大阪駅から約10分)もございますが、当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。



〈お願い〉勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

ハウス食品グループ本社株式会社

〒577-8520 大阪府東大阪市御厨栄町一丁目5番7号

電話(06)6788-1231 (大代表)

<http://housefoods-group.com>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



この冊子は、FSC®認証紙と、  
環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。

